

内閣府担当官 殿

平成17年7月29日
文 部 科 学 省

犯罪被害者等基本計画骨子案（5）に対する
大久保構成員意見に対する文部科学省修正意見

下記のとおり、修正意見を提出する。

原案（内閣府案）の通り修正されたい。

【理由】

文部科学省では、現在犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への財政的支援は行っていないため、財政的支援の充実に努めることは困難と考える。文部科学省としては、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援について、今後取り組んでまいりたい。

犯罪被害者等基本計画案（骨子）（案）に対する文部科学省修正意見

下記のとおり、修正意見を提出する。

1. P 28 「第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」[現状認識]の第2
段落最終文

現状においては、国民が、犯罪被害者等に接し、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズ等を知る機会に乏しく、また、民間の調査では、小・中学生・高校生の5人に1人が「人は生き返る」と回答しているなど、犯罪被害の深刻さや命の大切さ に対する理解が十分でないを ~~しっかり教えられていない~~こともうかがえる。

【理由】

命の大切さについては、道徳教育を中心として指導が行われているためである。

2. P 29 (5)

文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として ~~一部の教育委員会や学校において実施している~~ CAPプログラム（Child Assault Prevention）等、被害者となることを防止するための教育について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】

【理由】

子どもが被害者となることを防止するためのプログラムについては、警察と連携した予防教育など様々な取組があるため、一部の取組に限定せず、幅広く地域の実情に応じた取組を推進していく趣旨をより明確にする表現に改めたい。

3. P 29、30 (7)

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発発展

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発発展を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命

・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、本年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】

【理由】

「発展」とは何を示すのか不明であるため、「普及」の対となる概念の「啓発」を用いるべきである。

4 . P 3 1 (1 4) イ

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、国民の感じ方を把握し、これらに対する犯罪被害者等の感じ方と比較する研究調査を行い、その結果を、~~青少年に対しては、文部科学省の協力を得て、利用しやすい教材等の形に加工し学校教育等に役立てるとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用~~する。【内閣府】

【理由】

内閣府から、具体的な協力依頼を受けていないため、現状において教材等の形に加工し、学校教育等に役立てると明記することは適切ではないためである。

5 . P 3 2 (1 5) 見出し

学校における犯罪被害児童生徒への~~的確~~適切な対応のための施策の促進

【理由】

誤字の修正である。

6 . P 3 2 (1 5) ウ

文部科学省において、児童虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う~~健康~~相談活動の進め方等についてまとめた参考資料~~も活用しながら、を作成するとともに、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。~~【文部科学省】

【理由】

平成9年9月の保健体育審議会答申のなかに「養護教諭の行う健康相談活動は、養護

教諭の職務の特質や保健室の機能を生かし、児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要員や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う活動です。」とあり、養護教諭が行う相談活動の総称として、健康相談活動を前例として引いたものである。また、「養護教諭が行う健康相談活動の進め方等についてまとめた参考資料」については既に作成済みのものであり、これを活用することによって学校における犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の推進に努めてまいりたい。